
規制改革・民間開放推進会議 提出資料

資料2～5

平成18年12月5日

学校選択の普及促進

資料2

いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。

〔規制改革・民間開放推進3か年計画(抄)(平成18年3月31日閣議決定)〕

「～」については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由として示したものであること。

〔学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについて(抄)
(平成18年6月26日文部科学省事務連絡)〕

【内閣府アンケート結果(11/27)から見た実態】

3つの理由(いじめへの対応、通学の利便性等の地理的な理由、部活等の学校独自の活動)で変更の申立があった場合に拒否することがありえるか(市区教委 P. 26、30)

(入学時)ありうる 55.8% (在学中)ありうる 56.6%

◆ 就学校変更の申立の制度を知っていたか(保護者 P. 18)

・知っていた 26.7%
・知らなかった 73.0%

◆ 就学校の変更ができる場合の要件及び手続きについて、平成18年4月以降の「必要な事項」の公表状況(市区教委 P. 27)

・すでに公表方法など必要な事項を想定しているが、公表時期は未定 42.5%
・公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない 14.6%

就学校変更の申立を拒否する理由

資料3

【内閣府アンケート結果(11/27)からの回答】(市区教育委員会)

- ◆いじめへの対応を理由に就学校の変更申立があった際に、それでも拒否することがありうると回答した具体的理由

(就学校変更申立を拒否する理由の例)

「いじめは、指導により100パーセント解決すべきものであり、できるものである。
従って、申請、即、就学校の変更ではない。解決をした後、保護者、当該生徒、校長から意見を聴取し、教育的な配慮の基、それでも変更が必要と判断した場合に、これを行う。」(A市)

「いじめがあると認識した保護者、児童生徒から何の根拠も示されないで申請される場合が想定される。また、転校によりいじめを危惧する場合も珍しくない。それだけでは通学区がまったく自由になる事と変わらない状態になるので許可は難しい。部活による変更については、卒業まで必ずその部活を行うかどうかの確認はできてない。また約束させることも適当ではないと考えられる。選択をしなければならないほどの小規模校もない。」(B市)

いじめへの対応については、相談の内容により、それが客観的にみていじめであると判断できず、理由が相当なものとして成り立たない場合が想定されうる。部活動等学校独自の活動等については、学校間や学校現場における調整が必要とされ、また理由として本人のその活動への継続的な参加が担保されることが必要でもあり、現状では当該理由による許可をとる体制が整っていない。」(C市)

児童生徒・保護者による 教員評価制度・学校評価制度の確立

資料4

学校を設置・監理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫をするよう促すとともに、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。

校長は児童生徒・保護者による具体的評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す。

〔規制改革・民間開放推進3か年計画(抄)(平成18年3月31日閣議決定)〕

【アンケート結果から見た実態】

児童生徒・保護者による評価の実施状況(市区教委 P.34)

	小学校	中学校
・学校評価全体	83.6%	81.5%
・授業評価	43.4%	44.3%
・個別の教員評価	13.3%	13.1%

(このうち、無記名の調査を実施している学校は、7割程度)

◆教員の勤務評定に児童生徒・保護者による教員評価を反映してほしいか(保護者 P.30)

・反映してほしい	73.6%
・反映してほしくない	5.7%

子ども・保護者が教員評価(授業評価を含む)をしたことがあるか(保護者 P.26)

	子ども	保護者
・ある	6.1%	6.4%
・ない	78.3%	79.7%

◆市町村教育委員会に対して、児童生徒・保護者による教員評価や学校評価の導入を促しているか。(都道府県 P.17)

・促している	46.8%
・促していない	12.8%

教員の採用制度と情報公開等、その他の課題

資料5

【内閣府アンケート結果(11/27)からの回答】

全国学力・学習状況調査について（保護者アンケート P.32）

- ◆全国学力・学習状況調査の結果を学校毎に公表することについて、どう考えるか。
（学校毎の平均点ではなく、目標達成度の割合や上昇率・改善率など）

- ・学校毎の結果を公表するべき 68.4%
- ・学校毎の結果を公表すべきでない 14.0%

教職大学院修了者の採用・処遇の方針について（都道府県教育委員会アンケート P.18~20）

- ◆教職大学院が実現し、その修了者を採用する場合、どのような採用方針をとるつもりか。

- ・採用試験等は、一般大学院修了者と同等にしたい 29.8%
- ・優先的に採用したい 2.1%（1都道府県）

- ◆教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などから、教職大学院修了者の採用・処遇等で働きかけを既に受けているか。

- ・受けている 17.0%（8都道府県）

- ◆こうした働きかけに対して、どのように対応するつもりか。

- ・大学の意向を考慮する 25.0%（2都道府県）

⋮